



令和7年度 京都市立川岡小学校

「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼす。いじめが不登校の要因となることも少なくなく、自殺等重大な危険を生じさせる恐れもある。

いじめはどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、すべての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、これまで、子どもの尊厳を保持する目的の下、国の「いじめ防止対策推進法」および京都市の「いじめの防止等に関する条例」に基づき、児童間で生じるさまざまな事案に向き合い、恐れることなく「いじめである」「いじめにつながる」と認知してきた。それが、真に子どもを守ることにつながるからである。

この根本的な考え方を堅持しつつ、平成29年3月に改訂された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容や京都市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」等の取組の一層の充実を図ることを決意し、基本方針を策定する。

本校では、『キャリア教育の視点に立った教育活動の推進』を学校経営方針とし、児童の全人的な発達を見据えて「うれしい！ わくわく！ だいすき！」を引き出すことを全教職員のミッションとする。その教育を支える土台として、すべての児童にとって安心・安全な教育環境とするために、“いじめはしない・させない・許さない”風土を醸成する。日常的に、発達支持的生徒指導を重視した学級・学年経営、人間関係形成に取り組み、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通う指導」を徹底していく。めざす学校像にも、人権尊重の風土に根ざすことをねらい、『人によりそい、いじめをゆるさない学校』を前面に押し出し、「いじめ見逃しゼロ」にむけて組織的に対応していく。

(2)基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても起こりうる。また、学校だけでなく、公園や塾、課外の習い事等、多くの子どもが集う場でも起こりうる。

うる。情報化が加速度的に進み、ICT機器の所有・使用が低年齢化する現代社会において、無料通話アプリ等を使用したネットいじめも多数報告されており、その実態把握はますます難しくなっている。

また、いじめ問題の解決に向けては、いじめに関わる子どもたちの個人的特性や家庭環境、それらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これらさまざまな要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合が少なくない状況もあり、わたしたち一人一人が当事者意識をもって「自分ごと」として社会全体で解決をめざしていくことが肝要である。

本校教職員は、危機管理意識を高くもち、子どもを守り抜くために、以下の行動理念に従って教育活動に従事する。

ア いじめは人間として絶対に許されない行為であるという、一貫した強い信念をもち、「ならぬものはならぬ」という毅然とした態度で子どもと向き合う。

イ 教職員の言動が、子どもに大きな影響を及ぼすことを自覚し、笑顔と声掛けを心がけ、大人のモデルとしての品位を保って指導にあたる。

ウ いじめられている子どもの立場に立って、共感的に寄り添い組織的に対応する。

エ 子どもの発する小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真摯に受け止める姿勢で信頼を得る。

オ 日ごろから子どもとのふれあいを大切にし、児童理解に努め、信頼関係を築くとともに、児童相互が認め合い、補い合う豊かな関係づくり、人権尊重の風土に根差した学校づくりをすすめる。

カ 学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に発信し、協働して子どもの学びと育ちを実現する。

2 いじめ対策委員会

(1)構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・いじめ対策委員長・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任

(問題発生にあたっては、当該学級担任) ※ケースにより、関係教職員

(2)役割

ア 【未然防止】

① いじめの未然防止、いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 【早期発見・事案対処】

① いじめ(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

② 上記に係る情報があったときには、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ③ いじめを受けた児童に対する支援、いじめをおこなった児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

ウ 【取組の検証等】

- ① 「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ③ 「学校いじめの防止等基本方針」が学校の実情に即して機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。(PDCAサイクルの実行)

エ 【役割等の周知】

- ① いじめ対策委員会の役割や構成員等を、児童や保護者・地域等へ周知する。

(3)開催時期

毎月、生徒指導委員会に合わせて定例実施。緊急対応の場合はこの限りではない。

(4)児童、保護者・地域への周知方法

- ア 児童に対しては、憲法月間・人権月間での校長講話によって周知する。また、「なかまの日（人権学習）」に各担任からくり返し周知する。
- イ 保護者へは、学校だより・学年だより等で周知する他、学級懇談会において各担任より周知する。
- ウ 地域へは、学校運営協議会理事会や各種団体の会議等において、校長・教頭より周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ① 「かわおか かがやくみらいへ6きらり」の徹底
 - ・ 他者意識を高め、社会性を醸成する規範として自覚100%をめざす。
- ② 「割れ窓理論」を生じさせない。
 - ・ 清掃、修繕、整理整頓等の行き届いた校舎・施設・設備管理を心掛ける。
 - ・ 教室内・廊下には不要なものを置かず、常に整理整頓を心掛ける。

イ 授業改善 授業満足度の向上を図る。

- ① 本校として育てたい資質・能力 協働する力 取捨選択する力 アウトプットする力

② キャリア教育の視点に立った授業展開・取組展開

③ 「自己決定」に基づく家庭学習の推進 かがやみらいノートの取組

ウ 道徳教育、人権教育の充実

① 人権教育4つの視点 正しい認識のもとに 教育活動のすべてが人権教育であると捉える

- ・ 多様性の尊重 排除の論理は許さない
- ・ 相手を見て話す、相手を見て聞く、返事をする 相手の存在を最大限に尊重する
- ・ 鋭い人権感覚 日常や慣例の中の落とし穴に気付く
- ・ 新たな人権課題と不易の課題のバランスがとれた取組 「なかまの日」の取組

② 子どもの背景に迫る指導 自己指導力の育成をめざす生徒指導

- ・ 発達支持的生徒指導に軸足を置き、生徒指導4つの実践上の視点を念頭に置いた学級・学年経営
- ・ 社会で許されないことと、学校で許されることは同じ というスタンスでの指導
- ・ 「教育機会確保法」の正しい認識

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

① 児童が主体的に行う活動

- ・ 学級活動、児童会活動等において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動等を推進する

② 体験活動

- ・ 美しいもの、価値あるもの、命あるもの、に多く触れる体験
- ・ 真善美に対する感性
- ・ 修学旅行、花背山の家野外活動、校外学習
- ・ 地域行事・PTA行事、各種ボランティア活動
- ・ ブロック単位の小小連携・小中連携行事

オ 児童どうしの絆づくり

① 特別活動（学級活動・クラブ活動・児童会活動・学校行事）

- ・ 仲間や集団と活動することで生まれる成就感や自己有用感

② たてわり活動

- ・ 上級生・下級生間での伝え合い、教え合い、学び合い（相手意識をもった絶好のアウトプットのチャンス）
- ・ 児童会4行事（1年生をむかえる会、校内ラリー1・2、6年生を送る会）の充実、委員会行事の充実（委員会間の調整も上手に行って）

- ・集団登校の伝統を受け継ぐ。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ① 見逃しのない日常観察(毎日:学級・学年担任、担任外教職員)
- ② 学級の課題を毎回交流する学年会(原則毎週水曜日:学年主任)
- ③ 学年の課題を報告できる委員会、部会(毎月:生徒指導主任、各委員会担当)
- ④ 機動力・実効力ある生徒指導組織(定例、臨時:生徒指導主任)
- ⑤ 普段から児童の実態を伝え合う、立ち話のできる風通しの良い職員室(毎日:全教職員)
- ⑥ 保護者や地域から情報が入ってくる関係づくり

イ 児童に対する定期的な調査

- ① アンケートの実施
 - ・年2回の「がっこうせいいつつのふりかえり」および記名式いじめアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握(全学年)
 - ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し(4~6学年)
- ② 教育相談の実施
 - ・アンケートに基づく積極的な教育相談週間の実施(全学年)
 - ・スクールカウンセラーの取組の周知の徹底、スクールカウンセラーとの連携による教育相談(隨時)

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ① 定期的な懇談会、日常の連絡や家庭訪問の実施による相談機会の確保と情報の共有
- ② 定期的な「生徒指導委員会」や「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

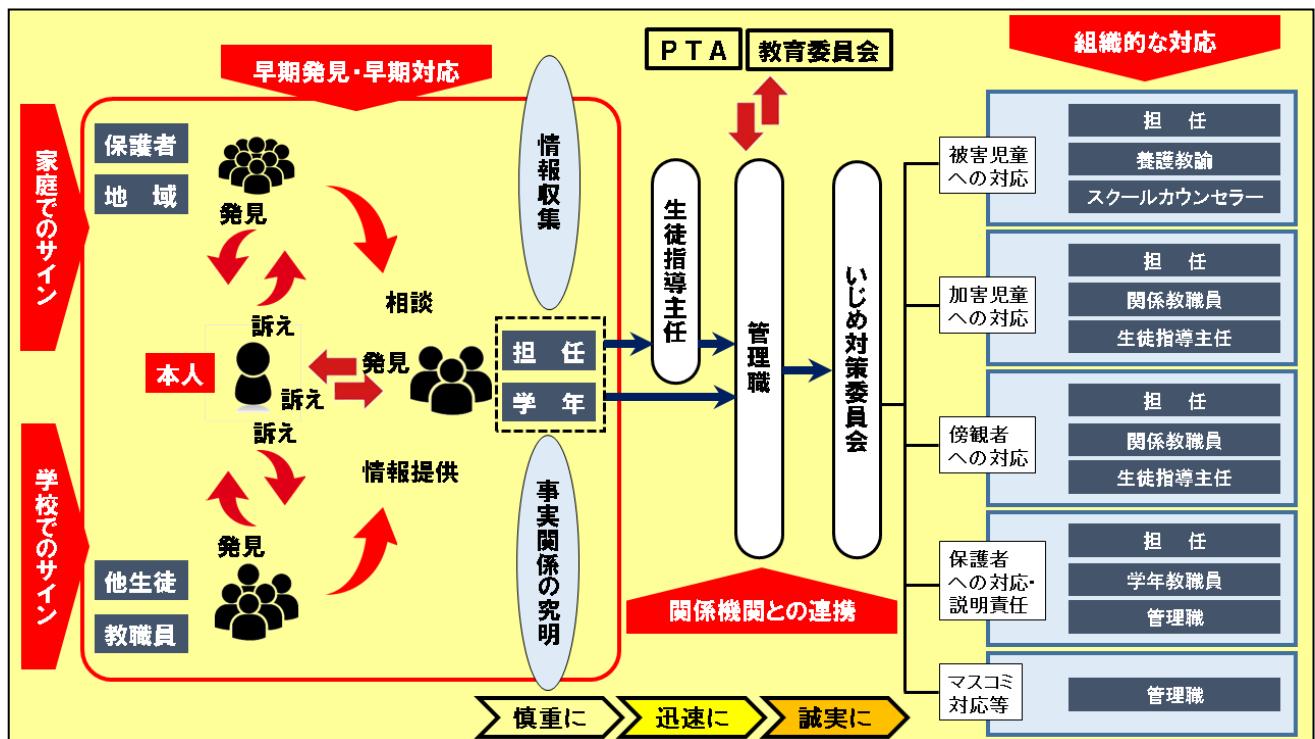
(3)いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

正確な事実確認と被害児童の保護を最優先にした迅速な対応を行う。事実が確認された場合には、被害児童への支援、加害児童と学級・学年集団への厳正な指導、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡、外部への対応を適正に行うとともに、解消・改善及び再発防止に向けて、全教職員で最優先事項として取り組む。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ① 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録
(被害の態様、状況、構造、動機、背景、人間関係・パワーバランス等)
- ② 被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ③ 組織的な対応
- ④ 重大事態の防止
- ⑤ 加害児童への責任ある指導
- ⑥ 学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ⑦ 保護者との連携
- ⑧ 関係機関との連携



※上図の取組については、下記エにある「解消している」状態になるまで継続する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(児童)デジタルシチズンシップ教育の推進 京都×教育DXビジョンの積極的運用

(教職員)SNS、オンラインゲーム等を通じて起こっている問題行動や「いじめ」対応についての研修

(保護者・地域)SNS、オンラインゲーム等の害やいじめについての啓発活動

エ いじめの解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ 目安として少なくとも3ヵ月以上いじめに係る行為が止んでいること。
- ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

② 再発防止に向けた取組

「解消している」状態に至った場合、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察することとする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

全教職員の資質向上を目的として、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を実践する力量を養うための研修を計画的・継続的に実施し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。また、いじめに係る情報を抱え込むことが法の規定に違反しうることについて、共通理解を徹底する。

イ 研修の内容・実施時期

4月 「生徒指導基本方針」の共有 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解

通年 上記方針に従っての学年会や部会→「報告」「連絡」「相談」を密に

6月 いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会

10月 いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会

3月 ケーススタディといじめに関する指導力の自己評価

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への継続的な啓発

ア 人権やいじめ防止に関する、人権学習・道徳の参観授業や懇談会

イ 学校だよりや学校ホームページ（「学校いじめの防止等基本方針」の広報）

① 学校の姿勢や考え方方が分かりやすく伝わる学校だよりを発行する

② 学習内容の見通しや児童の活動の様子が伝わる学級だより

③ 学校の取組や児童の成長が伝わる学校ホームページ（キャリア教育の視点を明確にした情報発信、発信内容の精選）

ウ PTA活動を通した保護者どうしのつながり（いじめ防止ネットワークの形成）

エ 学校運営協議会・地域団体との協力体制

(2) 関係機関との連携の推進

- ① 専門的な見解を得る
- ② 情報を共有する

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態に係る事実関係を明らかにし、京都市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、事態への対処、同種の事態の発生防止のために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、被害児童及び保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

ア 重大事態の基準

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 対応

- ① 学校が調査主体の場合
 - ・ 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ・ 学校に重大事態の調査組織を設置
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対しての必要に応じた適切な情報提供
 - ・ 京都市教育委員会への調査結果の報告
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 同種の事態発生の防止に必要な取組の推進
- ② 京都市教育委員会が調査主体の場合
 - ・ 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

※年間予定のため、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	会議・研修■ ◎全体○部	未然防止の取組	アンケート 教育相談	保護者啓発 (PTA・地域行事)
4	◎「生徒指導方針」共有 ◎「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 ○いじめ対策委員会①	にこにこの日 かわおか かがやくみらいへ 6きらり の確認・指導・徹底 児童会 あいさつ運動		参観・懇談 希望制個人懇談 「学校いじめの防止等基本方針」いじめ対策委員会設置の周知(懇談会)
5	○いじめ対策委員会② ◎■「見守っていきたい児童」の共通理解 ◎■育成学級参観研修 ・学校運営協議会理事会	にこにこの日 花背山の家野外活動(5年) たてわり結成式 1年生をむかえる会 非行防止教室(4年)		希望制個人懇談 「学校いじめの防止等基本方針」いじめ対策委員会設置の周知(HP) (地域:川岡祭り)
6	○いじめ対策委員会③ ◎■いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会(未然防止)	にこにこの日 たてわり遊び 非行防止教室(5年)	いじめに関する記名式アンケート① クラスマネジメントシート(4~6年) 教育相談週間①	授業参観(道徳科)
7	○いじめ対策委員会④	にこにこの日 たてわり遊び	学校評価のためのアンケート(前期)	個人懇談会①
8	◎■人権感覚、生徒指導力を磨く研修会 (早期発見・積極的認知) ◎取組の中間評価 ◎いじめアンケート等の結果についての情報共有 ○いじめ防止プログラムの見直し	にこにこの日		(地域:少年補導委員会行事)

9	○いじめ対策委員会⑤ (保護者への発信、関係機関との連携)	にこにこの日 たてわり遊び だいすきかわおか発表会 校内ラリー①(児童集会) 児童会・全学年あいさつ運動	
10	○いじめ対策委員会⑥ ◎■いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会 ◎いじめ防止等基本方針の見直し ・学校運営協議会理事会	にこにこの日 かわおか運動会 たてわり遊び	家庭教育講座(予定) (地域:川岡学区民体育祭)
11	○いじめ対策委員会⑦ 	にこにこの日 たてわり遊び 人権朝会 修学旅行(6年)	いじめに関する記名式アンケート② 教育相談週間② (1~6年、たんぽぽ) 就学時健康診断 (地域:かつら川ふれあい祭り)
12	○いじめ対策委員会⑧ ◎取組の年間評価 ○いじめ防止プログラムの見直し	にこにこの日 たてわり遊び 持久走大会	個人懇談会②
1	○いじめ対策委員会⑨ (いじめアンケートの結果についての情報共有)	にこにこの日 児童会・全学年あいさつ運動 たてわり遊び 6年生へのプレゼント作り(児童集会)	
2	○いじめ対策委員会⑩ ◎■「見守っていきたい児童」の変容について	にこにこの日 たてわり遊び 校内ラリー②(児童集会)	学校評価のためのアンケート(後期) 半日入学・新入学説明会

3	<p>○いじめ対策委員会⑪</p> <p>◎■ケーススタディ・いじめに関する指導力の自己評価</p> <p>・学校運営協議会理事会</p> <p>○いじめ防止プログラムの見直し</p>	<p>にこにこの日</p> <p>6年生を送る会</p>		
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。				
<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月) ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」 ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」 ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観」「学校運営協議会理事会」 ・「きらりらいふ、プログラム」 薬物乱用防止教育、生命(いのち)の安全教育、デジタルシチズンシップ教育 				
※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。				
※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。				
※ 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行き情報等を共有する。				